

ウッドピア松阪北地区産業用地整備に係る経緯

平成 29 年度に実施した「産業用適地選定調査」を踏まえて、平成 30 年度に「産業用適地整備計画」を策定し、交通利便性・土地利用状況・災害危険度・造成コストなどを総合的に評価して、新たな産業用地として「ウッドピア松阪北地区」を選定しました。

以後、県・国との関係法令調整や地元説明、文化財・測量・雨水・地質などの各種調査、用地取得、農用地除外、地区計画変更、許認可を段階的に進めて造成に至りました。

平成 29 年度	「産業用適地選定調査」実施
平成 30 年度	「産業用適地整備計画」策定
令和元年度 ～2年度	県・国との関係法令に基づく手続や許認可の整理、 必要な調査内容の確認等について協議・調整
令和3年度	地元説明(自治会、地権者)
令和4年度	埋蔵文化財の試掘調査 関係法令調整(農産法に基づく実施計画の変更) 用地測量、雨水流域調査 地元説明(自治会、地権者)
令和5年度	用地取得 関係法令調整(農用地区域から除外、地区計画の変更) 地質調査 造成設計 地元説明(自治会、地域住民)
令和6年度	造成設計 開発許可・農地転用許可 造成工事 道路工事(市道の延伸)
令和7年度	造成工事完成 分譲募集開始